

寝屋川市子どもたちをいじめから 守るための条例

寝屋川市危機管理部監察課

寝屋川市は「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」を制定した（条例第23号として令和元年12月公布、令和2年1月施行）。

いじめを行った児童への出席停止などを勧告する権限などを市長に与える全国初の条例。

1 条例制定の背景

本市では従前より、小中学校の「いじめゼロ」を目指し様々な取組を行ってきましたが、市内でのいじめ認知件数は2018年度で172件となっており、更なる取組が求められていました。

また、全国的にも、学校現場では子どもたちのSOSの見逃しや初期対応の遅れなどにより問題が長期化・複雑化するケースが見受けられるところでした。

これまでいじめ問題については、主に教育委員会が対応に当たってきましたが、この対応方法では、いじめの加害者も被害者も同じ

「教育・指導すべき児童・生徒」となるため、結果として、前述のような子どもたちのSOSなどに十分に対応できていないケースなども懸念されるところでした。

本市では、「いじめは子ども（市民）に対する人権侵害である」という認識の下、市長部局が直接いじめ問題に対応するため、令和元年10月に市長直轄でいじめ対応を行う「監察課」を設置することにしました。監察課は、弁護士資格を有する職員・ケースワーカーなどを含む10人から構成され、市民や学校からいじめの通報があれば、素早く対応します。これにより、いじめの初期段階から第三者視点で「いじめ問題」に対応する体制が整備さ

れることになりました。

このたび、その活動の法的な根拠とすべく、「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」（以下「本条例」といいます。）を制定するに至りました。

2 条例の内容の解説

（1）趣旨と基本理念

本条例は、全16条から成り、「市民である児童・生徒」を、「いじめ」という人権侵害から守るために必要な事項を定めるものです。

「いじめ」については、第2条において「児童等が他の児童等から受けた行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつ

て、行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。また、続く第3条では、はじめは「児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害」であり、児童等の命と尊厳を守るための施策を市・保護者・地域住民・学校その他の関係者の連携の下、行っていかなければならないとの基本理念を示しています。

(2) 調査・勧告

保護者、地域住民及び学校の責務（第4条（第7条）、はじめの禁止等（第8条）及び相談・申出（第9条・第10条）の規定に続いて、本条例を特徴付けるものとして、第11条以下で次のような規定を設けています。

- 第11条 市長は、申出があつた事案について、関係する児童等及びその保護者に聞き取りを行う等、必要な調査を行うことができる。
- 2 市長は、前項の調査（以下「調査」という。）のため必要があると認めるときは、学校その他関係する寝屋川市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 市長は、調査のため必要があると認め

るときは、はじめの防止のために必要な限度において、寝屋川市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第13条 市長は、調査の結果、はじめ又はそのおそれがあると認めるときは、学校その他関係する寝屋川市の機関に対し、次の各号に掲げる措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) ～ (6) 略

第15条 市長は、児童等の命と尊厳を守るために必要と認めるときは、警察署、児童相談所その他関係機関に通報するものとする。

ここでは、はじめ問題に新たなアプローチで対応するため、市長が調査・勧告等を行うことができる権限を定めています。

本稿の冒頭で述べたとおり、はじめ問題に対しては、多くの場合、学校・教育委員会を中心に教育的観点（教育的アプローチ）から対応がなされていますが、この「教育的アプローチ」では、はじめの被害者・加害者共に指導すべき児童生徒であるため、被害者から相談があつた場合、被害者・加害者の両者から事情を聞き、指導を行うこととなります。

結果として即効性がなく、被害者からのSOSを見逃したり、危機に十分に対応できていないケースが生じてしまいかねません。

本市では、学校現場への教育カウンセラーの派遣や、教育委員会への第三者機関の設置など、よくある「教育的アプローチの補強」では課題解決につながらないと考えました。

そこで、教育的アプローチははじめの「予防」に注力することとし、新たなアプローチとして「行政的アプローチ」を導入することとしました。

具体的には、はじめの相談・通報があつた時点で、監察課が被害者や保護者、学校に聞き取り調査を行い、学校側へ勧告。それでも解決せず、加害者に問題があると判断した場合は「加害者の出席停止やクラス替え」などを教育委員会と学校に勧告。それでも解決しない場合には、賠償請求など民事訴訟の支援や警察への告訴支援を行い、弁護士への相談料や訴訟費用の一部を補助します。

前述のとおりカウンセラーの派遣や第三者機関の設置には限界があり、そこを「行政的アプローチ」更には「法的アプローチ」で補強します。警察への告訴、民事での訴訟を行うルートを確認・指導する「法的アプローチ」は「行政的アプローチ」の実効性を担保する役割を果たします。市は、はじめの初期段階

から、被害生徒・加害生徒・保護者・教員などに積極的に関与し、調整・調査・要請・勧告を行います。市が外部の弁護士を準備し、被害者側が警察への告訴、民事での訴訟を行うルートを確認・指導することで、刑事事件・民事事件として法的な手続を支援します。

一方、「教育的アプローチ」の学校現場では、より一層「いじめの予防」に注力することやクラブ・部活動補助員の拡充等を行うことにより、いじめ問題への新たなアプローチと同時に教員の「働き方改革」を進めるものでもあります。

3 今後に向けて

監察課の設置と本条例の制定により、学校や教育委員会はいじめの「予防」に専念し、実際のいじめの「対応」は監察課が行うというように、役割分担をしていくこととなります。学校による「教育的アプローチ」に加え、監察課がいじめの初期段階から関与する「行政アプローチ」を導入し、それでも解決しない場合は「法的アプローチ」への支援を行うものです。

また、被害生徒にPTSD等の精神的被害が生じた場合に対応するための臨床心理士等による相談体制の整備や、監察課が被害生徒・クラスメイト等から積極的に情報提供を受け

る体制の整備なども行っていく予定です。

今後、子どもへの命と尊厳を守るため、「いじめゼロ」を目指し、学校・教育委員会などと一丸となって問題に取り組んでまいります。

●第55号(2018年11月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 所有者不明土地をめぐる課題と対策

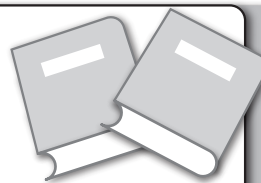
「所有者不明土地問題」の現状と課題
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の解説
所有者不明農地の問題とその対応—農業経営基盤強化促進法等の一部改正を中心に
所有者不明森林の問題とその対応について
空き地・空き家を活用する新制度について—将来的な所有者不明化を防止するために
土地の所有者不明化を防止する取組について
大阪府寝屋川市 滞納整理の現場から「所有者不明土地・建物問題」解決の道を探る
神戸市空家空地対策の推進に関する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

・トピックス

「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」の解説
第8次地方分権一括法の解説



Back Number

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 Web 案内